

糸島市起業家人材育成支援検証事業実施要領

1 概要

民間団体が市内で行う、チャレンジ精神・起業家精神を持った人材（アントレプレナー）を育成するための研修事業に対し事業費の一部補助を行う。

2 目的

- (1) 糸島の地域資源を活用した研修を開催し、国内外からチャレンジ精神を持った人材を集める
- (2) 九州大学の教職員・学生と糸島市民やビジネスパーソンとの交流機会を増やす
- (3) ただ知識を得るだけでなく、職住余暇一体である本市の魅力を体験することで参加者に糸島への愛着を醸成する
- (4) 研修で得た知識や意識を展開する場を九州大学伊都キャンパス周辺で実装する
- (5) 研修参加者から「糸島市九州大学国際村構想」や「糸島サイエンス・ヴィレッジ構想」を担うリーダーを育成する

3 現状の課題

- (1) 九州大学の教職員や学生と糸島市民との交流の機会が少ない
- (2) 企業の若手社員や新規事業担当者は、ビジネスに関する基本的な知識やノウハウを得るとともに、チャレンジ意識の向上が求められる
- (3) アントレプレナーの育成に資する研修は国内でも少なく、あったとしても都市部で実施されるため、糸島市周辺で研修に参加できる機会が少ない

4 対象者

(1) 補助対象者

プログラム提供を希望する団体（市内に本社等があるか否かは問わない）

※糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条の要件を満たさない団体は除く。

(2) プログラム受講対象者

国内外のビジネスパーソン、九州大学の教職員・学生、糸島市民・市内事業者

※九州大学の学生はインターンとしての参加も可とする。ただし、公平性の観点から同一プログラムの中ではインターンとしての参加・受講者としての参加いずれかに統一するものとする。

※糸島市民の対象年齢は、15歳以上とする。（ただし、中学生を除く）

5 市が期待するプログラム

- (1) 起業経験者の成功談・失敗談が聞けるプログラム
- (2) 起業するために必要な法制度・税制度を学ぶプログラム
- (3) ビジネス英語や海外でのビジネスマナー・習慣を学べるプログラム
- (4) ビジネスパーソン、九州大学の教職員・学生、市民が交流できるプログラム
- (5) その他新たな価値やビジョンを創造できる人材を育成するプログラム
- (6) 糸島らしい魅力を体感することで糸島ファンを増やすプログラム

6 事業実施期間

令和6年度

7 内容

糸島市九州大学国際村構想と糸島サイエンス・ヴィレッジ構想をつなぐ人材を育成し、要綱第3条に定める要件を満たすプログラム等に補助金を支出する。

(1) 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- ① 実施場所を糸島市内及び九州大学伊都キャンパスとする研修
- ② 九州大学の教職員・学生が、受講者、講師又はインターンとして参加する研修
- ③ 受講料について、九州大学の学生が無料、教職員及び糸島市民・市内事業者が一般受講者と比べて半額以下である研修
- ④ 参加者が交流できるプログラムがある研修
- ⑤ 研修期間が合計3日間以上である研修

(2) 補助対象経費

補助金として計上できる経費の範囲はプログラムの遂行に直接必要な経費とし、具体的な内容は以下のとおりとする。

- ① 報償費（申請団体と雇用関係にある者への謝礼は除き、1日一人当たり10万円を上限とする）
- ② 旅費（講師派遣に係る費用のみに限り、海外旅費は除く）
- ③ 需用費（プログラムの準備や当日の運営に必要な消耗品・印刷製本費等。ただし、食糧費は除く）
- ④ 役務費（通信運搬費等）
- ⑤ 使用料及び賃借料（会場借上料や設備使用料等）
- ⑥ 備品購入費（補助対象経費の50%以内とする）
- ⑦ 広告宣伝費
- ⑧ 委託費（研修事業本体に直接関わらない事項に限る）

⑨ その他市長が必要と認める経費

(3) 補助金の額

- ① 補助金の額は予算の定める範囲内とし、1事業当たりの限度額は100万円とする
- ② 補助金の額は、1,000円単位とし、1,000円未満の額は切り捨てるものとする
- ③ 補助対象経費に対する補助率は、1/2以内とする
- ④ 補助金の交付の対象となる期間は、市の会計年度とする
- ⑤ 第1号記載の1事業当たりの限度額（100万円）にかかわらず、九州大学の学生がインターン（ただし、有償インターンに限る）又は受講者として参加した場合一人当たり3万円、教職員及び糸島市民・市内事業者が受講した場合一人当たり1万円を、合計30万円を上限として別途交付する

(4) 募集のスケジュール

【第1次応募】

公募期間：糸島市ホームページに要綱が掲載された日～6月14日（金）

交付決定：7月中旬

プログラム実施日：2024年12月20日（金）まで

【第2次応募】

（公募期間終了後に申請額が予算上限に達しない場合は、随時先着順で第2次応募の受付・審査を行う。）

交付決定：申請書受付後30日以内

プログラム実施日：2024年12月20日（金）まで

(5) 交付の申請

申請者は、公募期間中（第2次応募の場合はプログラム実施日60日前まで）に、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- ② 事業計画書（プログラムの名称、日程、場所、講師名、受講予定者数が分かるもの）
- ③ 収支予算書（事業に係る収入・支出予定額が分かるもの）
- ④ 団体概要書（団体の概要が分かるもの）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※提出方法は、電子メールとする。電子メール送付後、速やかに送信した旨の電話連絡を行うこと。

(6) 実績報告

プログラム終了後30日以内又は2024年12月27日（金）のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 糸島市起業家人材育成支援検証事業補助金実績報告書（要綱様式第5号）
- ② 収支決算書（受講料の額と支出の内訳が分かるもの）

- ③ 研修受講者名簿
- ④ 補助事業に係るチラシ、リーフレット、写真等
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

(7) 評価の視点

市は、応募があった事業に対して、以下の視点で審査を行う。

- ① 糸島の地域資源を活用した研修となっているか
- ② 国内外のチャレンジ精神を持った人材を惹きつけるプログラムになっているか
- ③ 九州大学の教職員・学生、糸島市民、ビジネスパーソンの交流機会があるか
- ④ ただ知識を得るだけでなく、糸島への愛着を醸成するプログラムになっているか
- ⑤ 研修で得た知識や意識が九州大学伊都キャンパス周辺への実装につながる可能性があるか
- ⑥ 「糸島市九州大学国際村構想」や「糸島サイエンス・ヴィレッジ構想」を担うリーダーが生まれうるプログラムになっているか

8 事業終了後の流れ（想定）

(1) 補助団体

事業を通して培った人脈やノウハウを生かしてプログラム運営主体となり、自主財源（研修費・協賛金等）により引き続き本市内で人材育成プログラムの運営を行う。

(2) 研修受講者

研修中に醸成された糸島への愛着を基にイノベーションを社会実装につなげ、市内の雇用を創出する存在、又は国内外で活躍し糸島の良さを発信する存在となる。

9 書類の提出先、問い合わせ先

糸島市 経済振興部 学研都市づくり課 サイエンスヴィレッジ推進係

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話番号：092-332-2079（課直通）

電子メールアドレス：gakkentoshi@city.itoshima.lg.jp